

令和4年度事業計画

I 事業方針

食中毒、感染症及びその他衛生上の危害の発生を防止し、食品の品質の向上を図り、食品営業関係者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及啓発を行い、公共の利益となる事業の速やかな推進を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、次の事業を実施する。

II 事業計画

1. 食品衛生思想の普及啓発に関わる情報の収集及び調査研究に関する事業

食品の安全確保並びに食中毒事故防止を目的として各種事業を実施し、食品衛生の普及向上を図る。

- (1) 中・四国ブロック大会、全国大会等に出席し、最新の情報の収集
- (2) 食中毒防止啓発広報（毎月15日：食品衛生の日）
- (3) 全国食品衛生月間の実施（8月：厚生労働省と共に）
- (4) 消費者、行政、業界三者による「消費者との懇談会」の開催
- (5) 消費者に対する食品及び添加物等食品に関する情報の提供
- (6) 「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業の実施（11月～1月）
- (7) ホームページによる食品衛生情報の提供

2. 食品営業施設の自主管理及び改善指導に関する事業

食品衛生指導員巡回指導の充実強化を図る。

- (1) 重点指導目標を設定し、営業施設の改善等を指導する。
 - ① 日本食品衛生協会・鳥取県食品衛生協会重点指導目標
 - HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り
- (2) 指導票を活用し、6月・10月の年2回の自主巡回指導を実施する。（留守等で指導できなかった時は、予備として2月に行う。）
- (3) 食品衛生指導員部会の開催
- (4) 食品衛生推薦店舗を選定し、推薦店舗プレートを交付する。

3. 食品営業賠償共済及び会員の福利厚生に関する事業

- (1) 共済部会の開催

4. 食品衛生指導員の養成及び教育研修並びに活動の支援に関する事業

食品衛生指導員の資質向上を図る。

- (1) 食品衛生指導員研修会を開催し、最新知識、技術を習得する。
- (2) 食品衛生指導員全国研修会に参加し、最新知識、技術を習得する。

5. 食品衛生の顕彰に関する事業

- (1) 鳥取県食品衛生大会を開催し、食品衛生功労者、優良施設の表彰等を行う。

6. 食品衛生責任者の教育に関する事業

食品衛生責任者の設置及び自主管理体制の確立を図る。

- (1) 食品衛生責任者講習会（養成・定期）の実施
- (2) 食品衛生責任者講習会（養成）eラーニングの導入

7. 食品衛生行政に対する協力に関する事業

- (1) 自主巡回指導の実施
- (2) 調理師試験準備講習会、ふぐ処理師試験準備講習会等の実施
- (3) 生食用食肉テキストの販売（鳥取県主催「生食用食肉の取扱いに関する講習会」用テキスト）

8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 「あんしんフード君」・「食品営業賠償共済」の全員加入を目標とし、火災共済等の加入推進に努め、指導員活動の強化、営業者の安定経営、消費者の保護等を保障する。